

○ 財務省令第30号(昭和4年2月15日)に付する規則第59号(昭和57年大蔵省令第6号)の規定に依る。この規則は、平成11年4月1日より施行される。

国庫短期証券(第二回) 財務大臣与謝野馨

二 一 条款の発行日

法律の名称及び記

三 二 一 条款の発行日

四 三 二 一 条款の発行日

用振替法の適

競争う札価値の以律社十第条律一二第十九特
争入札による格替適下へ債七百第第項十一二第年別
入札發行と同時に「競争は受けけるもの」とい
て、日本銀行の振替に付けるものとし、その規
定。

六	五
イ	イ
口	口
国債市場	方募
入価行争非者特国	入価法入
札格行入価・別債	札格決
発競札格第参市	発競定
行争額発競I加場	行争の
財兆証規一十一会資財は発四う億額	込募各当も各
政七券定項五項計金政、行十ち円面	み限國ての申
法千にに及条、に法法額し六、金	の度債るか込
第四つ基び第第関第第面た条特	応額市。らみ
七百いづ第一九す九七金割第別	募の場その
条九てき百項十る条条額引一會	額範特のう
第十は発三、四法第第で短項計	を囲別応ち
一一、行十条律一一一期のに	割内參募応
項億額し七百第第項項兆國規關	りに加額募
、円面た条三二八並、五債定す	当お者を価
財政第十項十び財千ににる	ていご順格
政額府一六、三に政億つ基法	るてと次の
融で短項条第条特融円いづ律	。各の割高
資一期の第九第別資、てき第	申応りい
	価一を場で
	格國定特あ
	競債め別つ
	争市る參て
	入場も加、
	札特の者財
	發別にご務
	行參よと大
	「加るに臣
	と者發応が
	い・行募各
	う第へ限國
	。I以度債
	非下額市

十 ロ イ 一	九 八	七 ロ イ
	振額最 替 額 単 面 位 金	払 込 札格 金 発競 額
争非者特国 入価・別債 札格第参市 發競I加場	入価發 札格行行 發競価 行爭格日	低行争非者特国入価 入価・別債札格金 札格第参市發競 發競I加場行爭額
十額募十額 四面価四面 錢金格錢金 九額八額 厘百厘百 円以円 に上に つにつ きそき 九れ九 十ぞ十 九れ九 円の円 八応八	平す額の振 成るの記替 。整載法 十數又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	千 万 円 千 百 円 千 万 千 百 円 二 十 一 千 万 六
		千二五三 五千十兆 百五二二 円百万千 四六四 億千百 七円四 千十 百一 二億 十九 一千 万三 三百
		千証規一十一会資 五券定項五項計金 百にに及条、に法 八つ基び第第関第 億いづ第一九す九 五てき百項十る条 千は発三、四法第 万、行十第条律一 円額し七百第第項 面た条三二八並 金政第十項十び 額府一六、三に で短項条第条特 二期の第九第別

十
六
十
五
十
四
十
三
十
二

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平財日額償当た平
成務本面還ただ成
二大銀金金るし二
十臣行額をと、十
一年から百支き償一
二月通知つ。そが月
十日をきの銀十
日受け百翌行日
た円営休
者業業
日日
にに